

学校施設をご使用のみなさまへ

大東市教育委員会

団体代表者の方へ

1. 施設使用申請書の提出は、使用月の前月の1日から使用日の前日（土日祝日を除く）の午前9時から午後5時30分までの間で受け付けます。この期間外では受け付けできませんのでご注意ください。
2. 必ず使用予定の学校長の承認印をもらってから教育委員会に提出してください。
3. 土日祝日は学校の校門が閉まっていますので、校門などのカギはキーステーションから借り、使用後にカギを借りたキーステーションへ返却してください。その際、必ず使用許可書を持って行ってください。
4. 施設使用開始時間は午前9時からです。この時間より前の使用は近隣住民の方のご迷惑になりますので、ご遠慮ください。
5. 貸出時間は、準備・片付けの時間を含みますのでご注意ください。
6. キャンセルについては、次のとおりとなっています。
 - ・使用団体の責めに帰すことのできない理由（学校都合等）でキャンセルの場合は、使用料を10割還付いたします。
 - ・使用団体の都合でのキャンセルの場合は、キャンセル料が発生しますが、必要書類を提出することで使用料の一部を還付します。
 - 使用日の7日前までに提出した時・・・使用料の5割還付
 - 使用日の3日前までに提出した時・・・使用料の3割還付
 - 使用日の2日前以降に提出した時・・・還付なしとなります。
7. 施設の使用は、同時間に原則1団体とさせていただいております。複数の団体で施設を使用する場合は、団体間で事前に協議していただき、その旨を文書にて教育委員会学校管理課にお伝えください。（文書の様式は学校管理課に設置しています）
8. 車で来校される場合は、校内での安全（徐行運転をする等）に十分配慮してください。校内での事故についてはご本人に責任が生じます。
9. 施設を使用する際は、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例、同条例施行規則、この文書および各小・中学校のルールを厳守してください。また、同時刻に学校施設を使用している他の団体とはお互い配慮し合って使用してください。万が一守れない場合（たとえばまた貸し、申請遅れ等）や他団体からの苦情が多い場合、近隣住民の方からの苦情が多い場合は、今後の使用をお断りさせていただきます。 【裏面に続く】

すべてのご使用者の方へ

1. 学校の敷地内は禁煙です。花火やたき火等、その他の火器の使用も厳禁です。
また、アルコール類の飲酒も禁止です。
2. ごみはすべてお持ち帰りください。学校の美化清掃は児童・生徒がしています。
3. 施設使用中は、けが・事故・紛失・盗難などに十分注意してください。
なお、使用中のけが等については、大東市教育委員会・各小中学校は責任を負いません。
保険等で備えていただくことをおすすめします。

グラウンドをご使用の方へ

1. 使用した用具は指定の場所に戻して整理整頓してください。また、使用目的に関係のない備品は使用しないでください。
2. 球技は危険を伴います。選手のみでなく、観覧者や子どもの安全に十分注意してください。
3. 使用後はトンボを掛けるなどして原状復帰をお願いします。

体育館をご使用の方へ

1. 館内での飲食は禁止です。水分補給は認められますが、フロア等を汚したり、濡らさないように気を付けてください。
2. 体育館専用のシューズを使用し、フロアには絶対に砂土等をあげないでください。
3. 備品や付属設備は丁寧に扱ってください。破損や汚損した時は速やかに学校および教育委員会に連絡してください。場合によっては弁償していただくこともあります。

問い合わせ先

大東市教育委員会事務局 学校教育部 学校管理課
大東市曙町4-6 市民会館5階
TEL 072-870-9642
FAX 072-872-2941